

別表

補助対象経費	補助対象経費の上限	補助率
環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験実施計画に基づく事業に要する経費	3億円 (1実証実験実施計画あたり)	1 / 3
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額	

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

(注)

1. 第2条の環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験実施計画において、以下に示す内容が盛り込まれている場合に限り、補助対象とする。
  - (1) 荷主と物流事業者等の共同により、二酸化炭素排出量削減のための共同輸送事業実施計画が策定されること
  - (2) 幹線輸送ルートにおいて、海運・鉄道の活用、共同輸送化等の物流対策を行うこと
  - (3) 一定の二酸化炭素排出削減効果が見込まれること
2. 認定方法は、単位補助金あたりの二酸化炭素排出量の削減効果が高いものから順に認定することとする。
3. 補助対象経費は、認定された実証実験の実施に要する一時的経費とし、転換後の経費については補助対象としない。
4. 国が設置した検討会の推薦に基づき、平成14年9月10日付国土交通省政策統括官の認定を受けた幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験実施計画に基づく事業(ただし補助金交付を伴うものに限る)において、平成15年度に事業を継続するものについては、本要綱に定める補助対象事業とする。ただし、補助対象期間及び補助対象経費は、平成15年4月1日の改正前の交通需要マネジメント等実証実験事業費補助金交付要綱(国総計第36号・国政調第451号)に従うものとする。